

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊仙町長

市町村名 (市町村コード)	伊仙町 (46532)
地域名 (地域内農業集落名)	三崎 (東犬田布集落・西犬田布集落・崎原集落・上晴集落)
	令和 6年12月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地区は、基盤整備が完了した条件のよい農地で経営がなされている。
 ・担い手の多くは規模拡大を検討しているため農地の確保が課題となる。
 ・貸し手の登記名義変更がなされていないため農地中間管理事業の活用が少ない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・基幹作物のサトウキビを中心に、畜産、飼料作物、果樹、園芸作物等が作付けがなされており、バレイショについては、段階的に環境にやさしい農業へ切り替えていく。
 ・収穫作業の負担軽減としてサトウキビハーベスターやポテトハーベスターの導入を検討を図る。
 ・畜産では分娩用監視カメラ等の導入普及の検討を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	103.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	103.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地で、水土里サークル三崎農地・水・環境保全会を区域とし、農地や保全・管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が耕作している場所へ、可能な限り農地を交換し集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用して担い手へ積極的に集積を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は完了しており、追加地区に関しては、状況に応じて対応する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者を積極的に受入れをする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業受託・管理作業・の取組を行っている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策では、目撃や被害状況等の把握。また、新たな人材確保(狩猟免許取得)を地域で育成する。
- ②三崎地区において地域の特産物バレイショを段階的に環境にやさしい農業へ切り替えていく。
- ③最先端技術の機械導入を検討し、畜産では分娩用監視カメラ等の導入普及を図る。
- ⑦多面的機能交付金を活用し、農地や農道や保全・管理を行う。